

数量公開用図書

工事名称 帯広南商業高等学校クラブハウス屋根改修工事

工事場所 帯広市西21条南5丁目36番地1

※注意事項

- ①本設計書は参考数量として取り扱い、数量の相違については、各々の判断で入札価格に反映させてください。

■設計説明書

- 1 施工理由 本工事は、帯広南商業高等学校クラブハウス屋根改修工事を行うものです。
- 2 工期 契約上の着工日から 令和6年11月7日まで
- 3 仕様書 別紙「特記仕様書」による。

■設計概要

1 構造・規模

構造 鉄骨造 平屋建て
建築面積 329.00㎡
延床面積 327.38㎡

2 工事内容

- ・クラブハウス棟軒先部屋根板金撤去(木下地共)
- ・クラブハウス棟既存屋根の上に木下地を組み、板金新設
- ・渡り廊下屋根板金撤去、新設(一部木下地共)
- ・渡り廊下手摺及び柱の塗装

3 別途工事

- ・「セミナーハウスボイラー改修工事」
- ・「煙突用断熱材石綿対策工事」
- ・「格技場床改修工事(修繕対応)」と調整の上、本工事を進めること

- (工事価格) _____)
- (_____)
- (_____)

直接工事費		1. 直接仮設工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
枠組本足場	手摺先行方式 12m未満 建枠600×1700 布枠500	737	m ²			
安全手摺	枠組本足場用 手摺先行方式	107	m			
脚立足場	平屋建て	6.6	m ²			
養生シート	屋上部分	543	m ²			
小幡ネット	層間塞ぎ 防炎ポリエステル	107	m			
金網式養生枠	侵入防止用 H1.8程度	178	m ²			
仮設材運搬 (枠組本足場) (手すり先行方式)	建枠幅900(二枚布)	737	m ²			
仮設材運搬 (安全てすり)	枠組本足場用(手すり先行方式)	107	m			
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	平家建	6.6	m ²			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		107	m ²			
仮設材運搬 (小幡ネット)		107	m			
仮設材運搬 (金網式養生枠)		178	m ²			
内部漏水防止養生		327	m ²			
樹木剪定		20	本			
養生		447	m ²			
墨出し		447	m ²			
<レベル3関連>						
粉じん防じんマスク フィルター	マスク(半面型)、損料共	8	組			
化学防護服保護具 等		8	組			
整理清掃後片付け	高性能真空掃除機設置損料共	447	m ²			

直接工事費		2. 屋根改修工事		クラブハウス		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
<板金>						
長尺金属板葺き @450	蟻掛・立平葺き - カラーガルバリウム鋼板 厚0.35mm	394	m ²			
アスファルトルーフィング [※] 940 (JISA6005)	22Kg/m ² 相当	394	m ²			
棟立ち上げ	ガルバリウム鋼板t0.35	78	m			
棟納め	ガルバリウム鋼板t0.35	39	m			
棟換気材	リッチベント同等品以上とする 材工	6	個			
淀納め	ガルバリウム鋼板t0.35	95.6	m			
破風納め	ガルバリウム鋼板t0.35	94.2	m			
軒天納め	ガルバリウム鋼板t0.35	74.2	m			
雪止め	北面2列 南側ポーチ部	210	か所			
<下地>						
軒先パネル撤去		95	m			
屋根通気穴あけ	Φ50	144	か所			
既存屋根ボルト切 断		336	本			
野地板取付手間	屋根面 施工手間	437	m ²			
屋根木下地取付手 間	棟納め共	437	m ²			
軒天下地		95	m			
軒天板	有孔加工 t12	95	m			
破風取付手間	24*150程度	95	m			
外壁取合シーリング [※]	一般部 変成シリコン系 (MS-2) 10×10	95	m			

帯広南商業高等学校クラブハウス屋根改修工事

特記仕様書

令和 6 年 4 月

帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課

● 共通事項特記仕様書

- I 工事概要及び範囲
- II 各工事

● 第1章 一般共通事項

○ 新営工事特記仕様書

- 第2章 仮設工事
- 第3章 土工事
- 第4章 地業工事
- 第5章 鉄筋工事
- 第6章 コンクリート工事
- 第7章 鉄骨工事
- 第8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事
- 第9章 防水工事
- 第10章 石工事
- 第11章 タイル工事
- 第12章 木工事
- 第13章 屋根工事及びとい工事
- 第14章 金属工事
- 第15章 左官工事
- 第16章 建具工事
- 第17章 カーテンウォール
- 第18章 塗装工事
- 第19章 内装工事
- 第20章 ユニット及びその他工事
- 第21章 その他

● 改修工事特記仕様書

- 第2章 仮設工事
- 第3章 防水改修工事
- 第4章 外壁改修工事
- 第5章 建具改修工事
- 第6章 内装改修工事
- 第7章 塗装改修工事
- 第8章 耐震改修工事
- 第9章 環境配慮改修工事
- 第10章 屋根工事
- 第11章 その他

○ 建具工事特記仕様書

- 第2章 建具工事

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 帯広市西21条南5丁目36番地1
 2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	クラブハウス	鉄骨造 平屋建	329.00	m ²	(渡り廊下29.5m ²)
○					
○					
○					

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ○ 有 ● 無
 4. 指定部分工事
 (1) 工事範囲
 (2) 指定工期 契約上の着工日より 令和 年 月 日まで
 5. 別途工事
 6. 施工区分 (分離発注の場合のみ記入)
 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工種				備考
	建築	電気	暖房	衛生	
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びムル等		○	○	○	補強は建築
上記の補強	○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	○				埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込		○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○			
設備機器用基礎	○	○	○	○	
バルコニー・ルーフ等 排水金物	○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ	○				接続は衛生
木製建具枠の取付け	○				建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠	○	○	○	○	
同上 防雪フード	○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○		○		
水道検針盤		○	○	○	
灯油集中盤への配線接続		○	○	○	

Ⅱ 各 工 事

1. 図面(閲覧用設計書を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下、改修標準仕様書」という。)、 「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。)及び「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和4年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 - (1) 章は○印を、項目は ▷ 印を塗りつぶしたものを適用する。
 - (2) 特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は * 印をつけたものを適用する。
 - (3) 特記事項で○印を塗りつぶしたものと、 ⊙ 印のつけたものがある場合は、共に適用する。
 - (4) 特記事項に記載の () 内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の有無 ○ 有 * 無
5. 石綿含有建材の事前調査
あらかじめ関係法令に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。
 - (1) 調査範囲に係る既存の設計図書の貸与をす。
 - (2) 調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。
なお、分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日付け基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日付け基発1222第17号)に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととする。
 - (3) 調査結果を監督員に報告する。
6. 関係法令等
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、適切に施工すること。
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という。)
 - ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という。)
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 石綿障害予防規則
 - ・ 特定化学物質障害予防規則
 - ・ 建築基準法
 - ・ 環境基本法
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 建設副産物適正処理推進要綱
 - (2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事等編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

7. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

- ・搬出入時間・経路、学校行事による作業時間、作業騒音等の制限に留意して施工すること。
- ・仮設計画は、学校との協議により確定すること。
- ・工事工程表の作成については、工事監督員及び学校と十分打合せを行うこと。
- ・別途発注工事と調整の上、本工事を進めること。

● 第 1 章 一般共通事項

項 目 特 記 事 項

▶ 1. 地元材等の優先使用

本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）

▶ 2. 環境への配慮

受注者は本工事において、次の(1)から(4)を遵守すること。

(1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1）
 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次のア. からウ. を満たすものとする。

ア. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆の材料がない場合は監督員と協議すること。

イ. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。

ウ. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。

※1 化学物質を放散する建築材料等
 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤

(2) 環境物品等の調達
 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。
 上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するよう努めること。

(3) 工事中の留意事項
 ア. 換気の励行
 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。

イ. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置
 工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、監督員に速やかに報告するとともに、監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。
 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。

(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定
 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。

【測定対象化学物質の種類及び指針値】

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
* ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m ³ ）
* トルエン	0.07ppm（260μg/m ³ ）
* キシレン	0.05ppm（200μg/m ³ ）
* エチルベンゼン	0.88ppm（3,800μg/m ³ ）
* スチレン	0.05ppm（220μg/m ³ ）
○ パラジクロロベンゼン(学校施設)	0.04ppm（240μg/m ³ ）

	濃度測定	○ 行う ● 行わない
	測定箇所	() 箇所 ※測定する位置は、図示による。
	測定回数	* 1回 ○ 2回
	測定時期	※ 測定を行う時期は、監督員の指示による。
	測定方式	拡散法（パッシブ方式）または厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。
	分析方法	厚生労働省の示している分析方法による。 (測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。)
▶	3. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地元（管内）木材を優先的に使用することとし、使用した材料の種類、産地等を監督員に報告すること。
▶	4. 合法木材の使用	木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。
▶	5. 特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
▶	6. 品質計画	建築基準法に定められた区分等 ・ 風 速 ($V_0 = 30 \text{ m/s}$) ・ 地表面粗度区分 (○ I ○ II ● III ○ IV) ・ 垂直積雪量 (130 cm)
▶	7. 工事写真	工程写真及び完成写真は、帯広市営繕工事写真撮影要領による。
▶	8. 技能士	(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により監督員に報告すること。 ただし、作業の軽微なものは、監督員との協議により省略することができる。 なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。 <職種> 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、畳製作 (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書、又は技能検定合格書の写し、或いは技能士手帳の写しを上記(1)の書面に添付すること。 (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

<p>▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等</p>	<p>受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 労働者の安全衛生教育の徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールの励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。 (6) 公道の汚染防止に努めること。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、監督員と協議すること。 																														
<p>▶ 10. 交通安全管理</p>	<p>受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画すること。 なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜監督員に報告すること。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに監督員に連絡した後、書面により報告すること。 (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。 																														
<p>▶ 11. 工事完成時の提出図書等</p>	<p>工事が完成した時は、帯広市営繕工事現場管理要領により、書類を整理のうえ、イージーキャビネット（A4版）に収納し提出すること。完成図の製本は専門業者によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 完成図 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">* 作成する</td> <td style="text-align: center;">○ 作成しない</td> </tr> <tr> <td>・ 縮小版製本（A3二つ折り）</td> <td style="text-align: center;">○ 2部</td> <td style="text-align: center;">● 3部</td> </tr> <tr> <td>・ 100%製本</td> <td style="text-align: center;">1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 別途工事分完成図について</td> <td style="text-align: center;">○ まとめる</td> <td style="text-align: center;">○ まとめない</td> </tr> <tr> <td>・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">CD-R等による提出</td> </tr> <tr> <td>・ 設計原図の貸与</td> <td style="text-align: center;">* 有り</td> <td style="text-align: center;">○ 無し</td> </tr> <tr> <td>・ CADデータの貸与</td> <td style="text-align: center;">* 有り</td> <td style="text-align: center;">○ 無し</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※CADデータの貸与有りの場合</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">* 完成図のCADデータ及びPDFデータ</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">CD-R等による</td> </tr> </table> (2) 保全に関する資料（提出部数 * 1部 ○ ___部） (3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書） 各設備の機能が十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。 指導案内書 A4判カラーを標準とする 2部（住宅営繕課1＋施設1） 同上データ CD-R等による 1式 (4) その他、必要とする書類については、監督員の指示による。 		* 作成する	○ 作成しない	・ 縮小版製本（A3二つ折り）	○ 2部	● 3部	・ 100%製本	1部		・ 別途工事分完成図について	○ まとめる	○ まとめない	・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF）	CD-R等による提出		・ 設計原図の貸与	* 有り	○ 無し	・ CADデータの貸与	* 有り	○ 無し	※CADデータの貸与有りの場合			* 完成図のCADデータ及びPDFデータ			CD-R等による		
	* 作成する	○ 作成しない																													
・ 縮小版製本（A3二つ折り）	○ 2部	● 3部																													
・ 100%製本	1部																														
・ 別途工事分完成図について	○ まとめる	○ まとめない																													
・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF）	CD-R等による提出																														
・ 設計原図の貸与	* 有り	○ 無し																													
・ CADデータの貸与	* 有り	○ 無し																													
※CADデータの貸与有りの場合																															
* 完成図のCADデータ及びPDFデータ																															
CD-R等による																															
<p>▶ 12. 高度技術・創意工夫</p>	<p>受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。</p>																														
<p>▷ 13. 電力基本料金</p>	<p>本受電から引渡しまでの電力基本料金 * 本工事 ○ 別途</p>																														

▶ 14. 発生材の処理等

発生材の処理等は次により、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、処分数量確定のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を監督員に提出すること。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途、監督員と協議をする。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： 金属くず _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）

1. 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを監督員に提出すること。

- (3) 特別管理型産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処理方法	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

- (4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	建設発生木材
場 所	受入先： 山口重機(有)
	片道運搬距離 (4.6 km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種類	
処理区分	<input type="radio"/> 縮減 <input type="radio"/> 現場で使用
場所	受入先：
	片道運搬距離 () km

(6) その他の発生材

種類	金属類
処理区分	有価物処理
処分場所	受入先： 帯広市内受入業者
	片道運搬距離 () km
種類	非飛散性アスベスト
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input checked="" type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先： (有)旭ヶ丘農場長寿園
	片道運搬距離 (17.2) km
種類	
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 () km

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車	
業者名	(<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>)
許可番号	× × × × ×

(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面又は映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
(次表の一つでも該当するもの)

・再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	500 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

土 砂	500 m ³ 以上
コンクリート塊	合計
アスファルト・コンクリート塊	200 t 以上
建設発生木材	

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査計画

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。 (7.1.3)

なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。

▷ 16. 特殊な建設副産物の回収及び処分

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

4. 分析調査

○ 行う ○ 行わない

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。 (7.3.1)

(1) フロン

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	* 回収
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

4. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(3) イオン化式感知器

製造業者に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス

製造業者に回収を委託。

種類	○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(5) PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸))

種類	○ 泡消火剤 ○ その他 ()
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)
	【 】 (総合) 振興局管内
	住 所：
片道運搬距離 (km)	

▶ 17. 北海道循環資源利用促進税	本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
▷ 18. 自主施工期間の施工条件	<p>自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。</p> <p>ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を監督員と十分協議の上、施工するものとする。</p> <p><工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事</p>
▶ 19. 季節労働者などの雇用	工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。
▶ 20. 下請負人等への支払いの適正化	下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く(90日以内)するよう努める。
▶ 21. 火災保険等	<p>工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に参加するものとし、取扱いは次による。</p> <p>(1) 付保する保険 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。 なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。</p> <p>(2) 保険金 原則として請負代金額とする。</p> <p>(3) 保険の期間 保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。 工事着手日 ~ 実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始すること)の初日をいう。 完成引渡し ~ 工期に14日追加した日とする。</p> <p>(4) 対象外工事 次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。 (ア) 解体、撤去、分解又は片づけ工事 (イ) 外構工事</p> <p>(5) 保険契約の変更 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。</p> <p>(6) 保険証券等の提出 保険契約を締結(変更を含む)した場合は、当該保険証券等の写しを工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(7) 協議 この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。</p>
▶ 22. 法定外の労災保険の付保	<p>本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>(1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害(後遺障害、死亡を含む)を被った場合に、法定労災保険の給付に上乘せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。</p>

	<p>(2) 受注者は、本工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。</p> <p>(3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(4) 契約書第23条に基づき本工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 本工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。</p>
▶ 23. 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用	<p>労働安全衛生法令で定める、墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業については、墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用すること。</p>
▶ 24. 現場環境改善	<p>魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努める。</p>
▷ 25. 快適トイレの設置	<p>本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。</p> <p>(1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。</p> <p>(2) 快適トイレとは、次のア.及びイ.の各項目を全て満たすものとする。ウ.については必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。</p> <p>ア. 快適トイレに求める標準仕様</p> <p>(ア) 洋式（洋風）便器</p> <p>(イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）</p> <p>(ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）</p> <p>(エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）</p> <p>(オ) 照明設備（電源がなくても良いもの）</p> <p>(カ) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）</p> <p>イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品</p> <p>(ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>(イ) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>(ウ) サニタリーボックス</p> <p>(エ) 鏡付きの洗面台</p> <p>(オ) 便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>ウ. 推奨する仕様、付属品</p> <p>(ア) 便房内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）</p> <p>(イ) 擬音装置</p> <p>(ウ) 着替え台</p> <p>(エ) フラッパー機能の多重化</p> <p>(オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備</p> <p>(カ) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）</p>

	<p>(3) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意する。</p> <p>7. 男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/現場まで、一体型で1基/現場までとする。</p> <p>1. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。</p> <p>ウ. 手配が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置しないことができる。</p>
▶ 26. 建設業退職金共済制度	<p>工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。</p>
▶ 27. 工事標識	<p>受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">工 事 名</p> <p style="text-align: center;">工 期 自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発 注 者 帯 広 市</p> <p style="text-align: center;">監 理 帯 広 市 都 市 環 境 部 都 市 建 築 室 住 宅 営 繕 課</p> <p style="text-align: center;">受 注 者</p> </div> <p style="text-align: center;">1,800</p>
▶ 28. 工事实績情報の登録	<p>注1 黒文字・丸ゴシック カラー鉄板（白）タルキ下地</p> <p>受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない（ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。）。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）</p>
▶ 29. 施工体制台帳の整備	<p>建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督員に提出しなければならない。また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示すること。</p>
▶ 30. 共同企業体編成表の提出	<p>本工事を共同企業体で受注した場合は、契約締結後5日以内に共同企業体編成表作成のうえ監督員に提出しなければならない。</p>
▶ 31. 完成施設事後調査実施	<p>帯広市工事請負契約に定める「契約不適合責任」期間内に、完成施設事後調査実施方針に基づき下記調査を行う。</p> <p>○ 一次調査 ※ 一次調査及び二次調査</p>
▶ 32. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	<p>(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。</p> <p>また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を監督員に報告しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、監督員と協議するものとする。</p>

▶ 33. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応

▶ 34. 週休2日工事

受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。

- (1) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、当初予定価格は4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。
- (2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
- (3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。
対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。
- (4) 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- (5) 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (6) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (7) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 7. 工事着手前
 - ・ 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - ・ 分離・分割発注した工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように調整したうえで現場閉所の予定日を決定する。
 - ・ 受注者は、現場閉所の予定日を明示した計画工程表（任意様式とし、他の書類と兼ねることができる。）を監督員へ提出する。
 7. 工事着手後
 - ・ 監督員は、適宜、対象期間内の現場閉所の状況を確認する。
 - ・ 監督員は、現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用を努める。
- (8) 発注者が必要に応じ週休2日の実施状況の聞き取り等を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (9) 受注者が週休2日による施工を希望しない場合又は現場閉所の達成状況の結果、4週8休に満たない場合は、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正について、履行状況に応じた設計変更を行う。
 7. 現場の閉所状況
 - (7) 4週8休以上

▷ 35. 防寒養生

- 現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合
- (イ) 4週7休以上4週8休未満
現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合
- (ウ) 4週6休以上4週7休未満
現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合
- (10) 各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- (11) 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- (12) その他の事項については、帯広市週休2日工事実施要領によるものとする。

防寒養生は、次の範囲とする。

(1) 養生期間

12月16日から3月15日を原則とする。

ただし、12月16日以前と3月15日以降において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする。

なお、寒中コンクリートの養生期間については、第6章コンクリート工事の期間

(2) 養生方法

- ア. 仮囲 上家仮囲 (* 単管足場+コンパネ+シート程度)
 側仮囲 (* ビニールシート コンパネ)
- イ. 採暖 外部採暖 内部採暖

▶ 36. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事打合せ記録簿いずれかで示すこと。

不明な点については、監督員と協議すること。

● 第 2 章 仮 設 工 事

記載のない限り1.1.1等の3つの数字は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の章・節・項を示す

項 目	特 記 事 項																												
▶ 1. 騒音・粉じん等の対策	(1) 防音パネル (2.1.3) ○ 設ける（設置範囲：図示） * 設けない (2) 防音シート ○ 設ける（設置範囲：図示） * 設けない																												
▶ 2. 足場等	(1) 内部足場： ○ 脚立足場 ○ 枠組棚足場 (2.2.1) ○ ローリングタワー (2) 外部足場： ● 設置する 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月策定）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 (3) 災害防止 (2.2.1) ● ネット状養生シート（ ○ 防災Ⅰ類 ● 防災Ⅱ類） ● 養生防護棚（ ○ 金網張 ● 金網式養生枠 ） ○ 養生シート（ ○ 防災Ⅰ類 ○ 防災Ⅱ類） (4) 材料、撤去材等の運搬方法 (表2.2.1) ○ A種（二本構リフト等） ● B種（トラッククレーン等） ○ C種（既存E V利用） ○ D種（既存階段） ○ E種（登り栈橋等）																												
▶ 3. 養生	(1) 既存部分・既存家具・既存設備等の養生： (2.3.1) * 行わない ● 行う 養生方法 * ビニルシート ○ _____ (2) 既存ブラインド、カーテン等の養生及び保管場所等 * 行わない ○ 行う 養生の方法 * ビニルシート ○ _____ 保管場所 _____ (3) 固定された備品、机・ロッカー等の移動： * 行わない ○ 行う 移動場所 _____																												
▷ 4. 仮設間仕切り等	(1) 仮設間仕切り等の種別 (2.3.2 表2.3.1) <table border="1" data-bbox="571 1592 1406 1809"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下 地</th> <th>材 質</th> <th>充填材</th> <th>塗 装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ A種</td> <td>○ 木下地</td> <td>* せっこうボード (*9.5 ○)</td> <td>厚さ mm</td> <td>○ 片面</td> </tr> <tr> <td>○ B種</td> <td>* 軽量鉄骨</td> <td>○ 合板 (*9.0 ○)</td> <td>—</td> <td>* 無し</td> </tr> <tr> <td>* C種</td> <td>○ 単管下地</td> <td>○ 全面シート</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設扉</td> <td>* 木製扉</td> <td>* 合板張り程度</td> <td>—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>○ 鋼製扉</td> <td>○ 片面フラッシュ程度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	種別	下 地	材 質	充填材	塗 装	○ A種	○ 木下地	* せっこうボード (*9.5 ○)	厚さ mm	○ 片面	○ B種	* 軽量鉄骨	○ 合板 (*9.0 ○)	—	* 無し	* C種	○ 単管下地	○ 全面シート	—	—	仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	—	—	○ 鋼製扉	○ 片面フラッシュ程度	—
種別	下 地	材 質	充填材	塗 装																									
○ A種	○ 木下地	* せっこうボード (*9.5 ○)	厚さ mm	○ 片面																									
○ B種	* 軽量鉄骨	○ 合板 (*9.0 ○)	—	* 無し																									
* C種	○ 単管下地	○ 全面シート	—	—																									
仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	—	—																									
	○ 鋼製扉	○ 片面フラッシュ程度	—																										
▶ 5. 監督員事務所及び備品等	(2) 設置箇所：図示 (1) 監督員事務所 (2.4.1) ○ 設ける * 設けない (* 10㎡ ○ 20㎡ ○ 35㎡ ○ 65㎡ ○ 100㎡) 程度 (2) 設備、備品は次に掲げるものの中から監督員との協議による。 ▶ 6. 工事用便所 * 設ける ○ 設けない ▶ 7. 工事用水 構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償) * 利用できない																												

▶ 8. 工事に電力	構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償)							
▶ 9. 指定仮設	* 利用できない							
▶ 10. 交通誘導警備員	* 仮設計画図による。							
	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。							
	なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。							
	配置位置：図示							
	警備員詰所：(○ 設ける * 設けない)							
	表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分							
	<table border="1"> <tr> <td>工事現場の出入り口を設ける道路(路線)</td> <td>交通誘導警備員区分</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID)内の路線</td> <td rowspan="2">交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導警備員B</td> </tr> </table>	工事現場の出入り口を設ける道路(路線)	交通誘導警備員区分	市街地(DID)内の路線	交通誘導警備員A	北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線	上記以外の路線	交通誘導警備員B
工事現場の出入り口を設ける道路(路線)	交通誘導警備員区分							
市街地(DID)内の路線	交通誘導警備員A							
北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線								
上記以外の路線	交通誘導警備員B							
	市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。							
	交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、監督員と協議すること。							
▶ 11. 清掃員	建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。							

○	第 3 章	防水改修工事
○	第 4 章	外壁改修工事
○	第 5 章	建具改修工事
○	第 6 章	内装改修工事
○	第 7 章	塗装改修工事
○	第 8 章	耐震改修工事



項 目	特 記 事 項
<p>▶ 1. 石綿含有建材の除去工事</p>	<p>施工調査 (9.1.1) 建材の石綿含有調査は、次による。 受注者は施工調査の結果を書面により監督員へ報告すると共に、「石綿事前調査結果報告システム」による労働基準監督署及び大気汚染防止法所管部局への報告手続き（申請）を行うこと。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。</p> <p>(1) 受注者調査範囲 (9.1.1) ○ 分析調査箇所及び調査部位 * 図示 分析方法 * JIS A 1481-2(建材製品中の含有率測定方法-第2部：試料採取及び石綿含有の有無を判定するための訂正分析方法)とする。</p> <p>○ _____</p> <p>○ 発注者分析調査済：含有建材及び調査済部位は図示による。 分析結果 ○ 石綿含有 ○ 石綿非含有 分析方法は、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。</p> <p>● 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与 * 貸与 ● 無</p> <p>(2) 石綿含有建材除去後の仕上げ ● 図示 (9.1.1) (3) 石綿粉じん濃度測定 * 行う ● 行わない</p> <p>測定方法 ○ 図示 ○ _____ 測定時期 ○ 図示 ○ _____ 測定場所 ○ 図示 ○ _____ 測定箇所数 ○ 図示 ○ _____</p>
<p>▷ 2. 除去工事共通事項</p>	<p>(1) 処理を行う吹付け材の種類及び処理方法 種類 _____ 処理方法 * 除去 ○ 封じ込め ○ 囲い込み (処理を行う範囲は図示)</p> <p>(2) 処理を行う保温材等の種類及び処理方法 種類 _____ 処理方法 * 除去 ○ 封じ込め ○ 囲い込み (処理を行う範囲は図示)</p>
<p>▷ 3. 石綿含有吹付け材の除去等</p>	<p>(1) 石綿含有吹付け材の除去方法 (9.1.3) * 9.1.3による ○ _____</p> <p>(2) 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置及び梱包 (9.1.3) ① 飛散防止 * 湿潤化 ○ 固化 ② 梱包 * 密封処理（二重袋梱包） ○ _____</p> <p>(3) 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 ○ 埋立処分 * 管理型最終処分場 場所 _____ ○ _____ 場所 _____</p> <p>○ 中間処理 * 無害化処理施設 場所 _____ ○ _____ 場所 _____</p>

▷ 4. 石綿含有保温材等の除去

(1) 石綿含有保温材等の除去方法 (9.1.4)
 除去方法 ○ 切断又は破碎 ○ 手ばらし

(2) 作業場の隔離 * 行う ○ 行わない (9.1.4)

▷ 5. 石綿含有成形板等の除去

(1) 石綿含有成形板の種類 (9.1.5)
 種類 _____
 種類 _____
 種類 _____

(2) 石綿含有せっこうボードの石綿含有吹付材等の処分 (9.1.5)
 ○ 埋立処分
 * 管理型最終処分場 場所 _____

(3) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有吹付材等の処分 (9.1.5)
 ○ 埋立処分
 * 安定型最終処分場 場所 _____
 ○ _____ 場所 _____
 ○ 中間処理
 * 無害化処理施設 場所 _____
 ○ _____ 場所 _____

▷ 6. 断熱アスファルト防水改修

工法の種類 (3.1.4)
 ○ P1BI ○ P2AI ○ P0DI
 ○ T1BI ○ M3DI ○ M4DI

▷ 7. 外断熱改修工事及び断熱・防露改修工事

(1) 共通事項：断熱材はノンフロン仕様とする。
 (2) 断熱材（現場発泡を除く） (9.2.2) (9.3.2)

適用	保温材の種類	材料の類別及び品質	厚さ(mm)
○	ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材	○ 1号 ○ 2号 ○ 3号 ○ 4号	
○	押出法ポリスチレンフォーム保温材（スキンなし）	○ 1種b ○ A ○ B ○ C ○ 2種b ○ A ○ B ○ C ○ 3種a ○ A ○ B ○ C ○ D ○ 3種b ○ A ○ B ○ C ○ D	
○	硬質ウレタンフォーム保温材	○ 1種 ○ 2種 ○ 1号 ○ 2号 ○ 3号 ○ 4号	
○	ポリスチレンフォーム保温材	○ 1種 ○ 1号 ○ 2号 ○ 2種 ○ 3種	
○	フェノールフォーム保温材	○ 1種1号 ○ 1種2号 ○ AI ○ BI ○ CI ○ DI ○ EI ○ AII ○ BII ○ CII ○ DII ○ EII ○ 1種3号 ○ AI ○ BI ○ CI ○ DI ○ EI ○ AII ○ BII ○ CII ○ DII ○ EII ○ 2種1号 ○ AI ○ AII ○ 2種2号 ○ AI ○ AII ○ 2種3号 ○ AI ○ AII ○ 3種1号 ○ AI ○ AII	

	(3) 外断熱改修 (9.2.3) (9.2.4)
	7. 外装材の種類、防火性能、通気層の有無及び厚さ * 図示
	1. 既存外壁の処置
	仕上げ材撤去 <input type="radio"/> 行う <input type="radio"/> 行わない
	下地面の清掃 <input type="radio"/> 行う (_____) <input type="radio"/> 行わない
	欠損分の改修 <input type="radio"/> 行う (工法 * 図示) <input type="radio"/> 行わない
	ウ. 不陸等の下地調整 <input type="radio"/> 図示 <input type="radio"/> _____
	エ. 断熱材の施工 <input type="radio"/> _____ <input type="radio"/> 図示
	オ. 建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法 * 適用する 工法 _____ <input type="radio"/> 適用しない
	カ. 外装材の施工 <input type="radio"/> _____ <input type="radio"/> 図示
	(4) 断熱・防露改修
	7. 施工部位及び部位毎の厚さ * 図示 (9.3.3)
	1. 断熱材後張り工法において、断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネルの適用 <input type="radio"/> 適用あり (パネルの仕様 * 図示 <input type="radio"/> _____)
	(5) 断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 (9.3.2) (9.3.4) * F☆☆☆☆ <input type="radio"/> _____
	(6) 断熱材現場発泡工法に使用する断熱材 (難燃性を有するもの) (9.3.3) 断熱材の種類 * A種1 <input type="radio"/> A種1H <input type="radio"/> _____ (9.5.3) 厚さ (mm) <input type="radio"/> _____
▷	8. ガラス改修工事
	(1) 材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ (9.4.2) * 図示 <input type="radio"/> _____
	(2) 複層ガラスの厚さ * 図示 <input type="radio"/> _____ (9.4.2)
	(3) 断熱性による区分 * 図示 <input type="radio"/> _____ (9.4.2)
	(4) 複層ガラスの断熱性・日射遮へい性による区分 (9.4.2) * 図示 <input type="radio"/> _____
	(5) 乾燥気体の種類 * 図示 <input type="radio"/> _____ (9.4.2)
▷	9. 屋上緑化改修工事
	(1) 芝及び地被類の種類等 * 図示 <input type="radio"/> _____ (9.4.2)
	(2) 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 (9.4.2) * 図示 <input type="radio"/> _____
	(3) 「屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」(平成12年5月31日建設省告示第1458号)に基づく風圧力に対応した工法 (9.4.3) * 適用する <input type="radio"/> 適用しない
	(4) かん水装置 (9.4.3) <input type="radio"/> 設置しない <input type="radio"/> 設置する (種類 _____)
	(5) 既存保護層等の撤去: <input type="radio"/> 行う <input type="radio"/> 行わない (9.4.3)
	(6) 新植した芝及び地被類の枯補償の期間 (9.4.4) * 引渡しの日から1年 <input type="radio"/> _____

● 第10章 屋根工事

項 目	特 記 事 項								
▶ 1. 長尺金属板の種類	(標準仕様書13.2.2)(標準仕様書表13.2.1)								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施 工 部 位</th> <th style="width: 60%;">規 格 名 称 (規 格 番 号)</th> <th style="width: 20%;">厚 さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322)</td> <td>○ 0.4 ● 0.35</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○ 0.4 ○ 0.35</td> </tr> </tbody> </table>	施 工 部 位	規 格 名 称 (規 格 番 号)	厚 さ (mm)		塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322)	○ 0.4 ● 0.35		○
施 工 部 位	規 格 名 称 (規 格 番 号)	厚 さ (mm)							
	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322)	○ 0.4 ● 0.35							
	○	○ 0.4 ○ 0.35							
▶ 2. 下葺材料	下葺材料の適用 (13.2.2) ● 適用あり ● JIS A 6005に基づくアスファルトルーフィング940 ○ 改質アスファルトルーフィング下葺材(一般タイプ、複層基材タイプ、粘着層付タイプ)(釘又はステープルが打てない下地の場合は、粘着層付タイプ) ○ 適用なし								
▶ 3. 長尺金属板の葺き工法等	(13.2.3) (1) 形式 * 蟻掛葺き ○ 横葺き ○ 瓦棒葺き (2) 工法 * 立ち巻きはぜ工法 ○ 平巻きはぜ ○ 溶接 ● その他 (図示)								
▶ 4. 既存撤去範囲	● 既存長尺カラー鉄板 ● アスファルトルーフィング ● 野地板 (図示) ○ _____								
▷ 5. 折板葺き	(1) 折板の材料 (13.3.2)(表13.2.1) * JIS G 3312 ○ _____ (2) 材質の種類: _____ (3) 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等: _____ (4) 形式 * 重ね形(K) ○ はぜ締め形(H) ○ かん合形(G) (5) 山高 ○ 150mm 厚0.5mm ○ 175mm 厚1.0mm ○ 170mm程度 厚0.8mm 山ピッチ _____ mm (6) 軒先面戸板 * 有り ○ 無し (13.3.2) (7) 塗装 * 片面 ○ 両面 (13.3.2) (8) 断熱材 (13.3.2) ○ 有り (種別 _____ 厚さ _____ mm) ○ 無し 防火性能等 ○ 耐火30分 ○ 不燃								

○ 第11章 その他

帯広南商業高等学校クラブハウス屋根改修工事

目次		特記仕様書
	A-01	案内図・配置図・工事概要
	A-02	平面図兼仮設計画図
	A-03	屋根伏図兼仮設計画図
	A-04	立面図兼仮設計画図
	A-05	各部詳細図

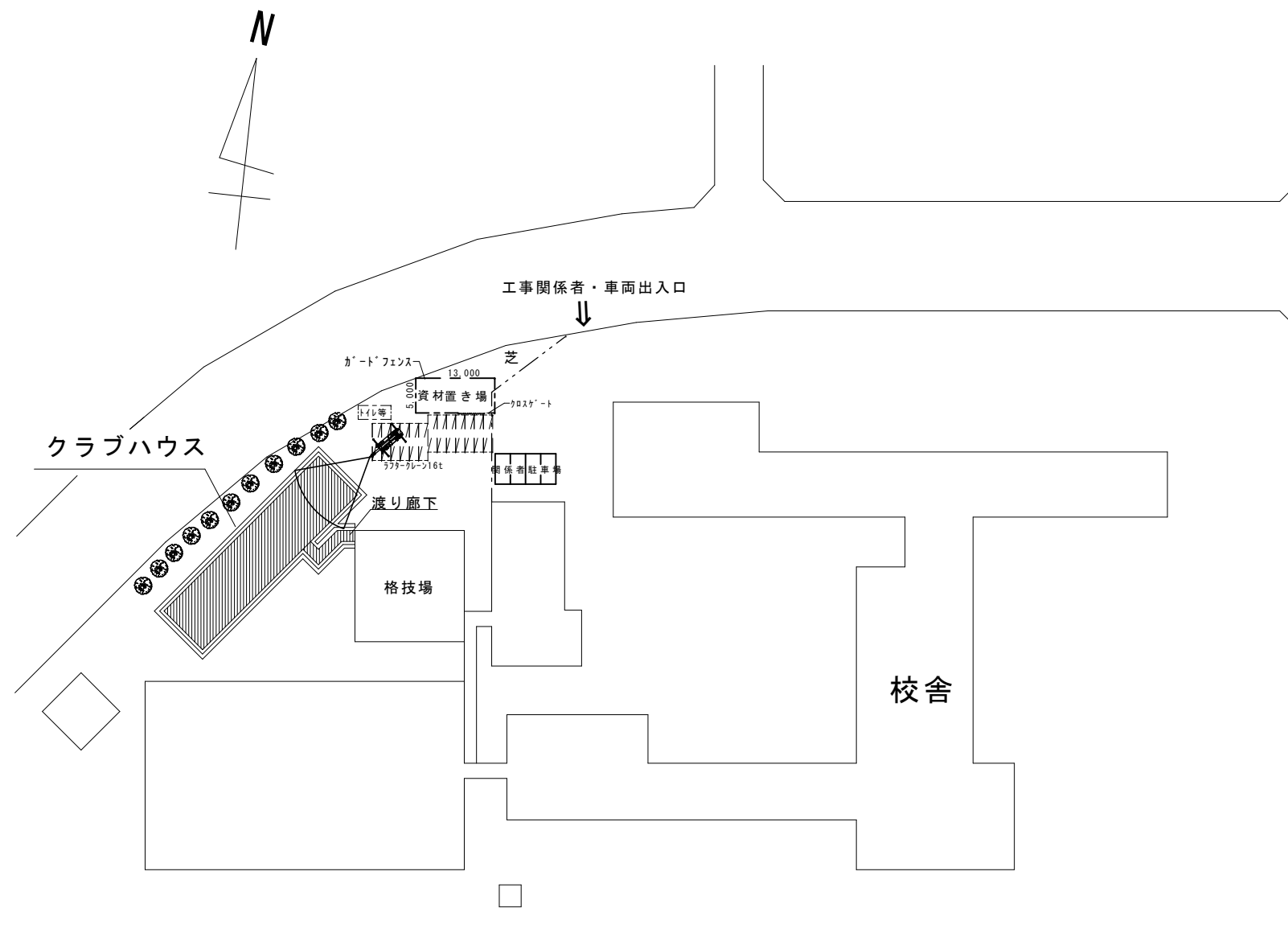


帯広市西21条南5丁目36番地1

案内図 No Scale

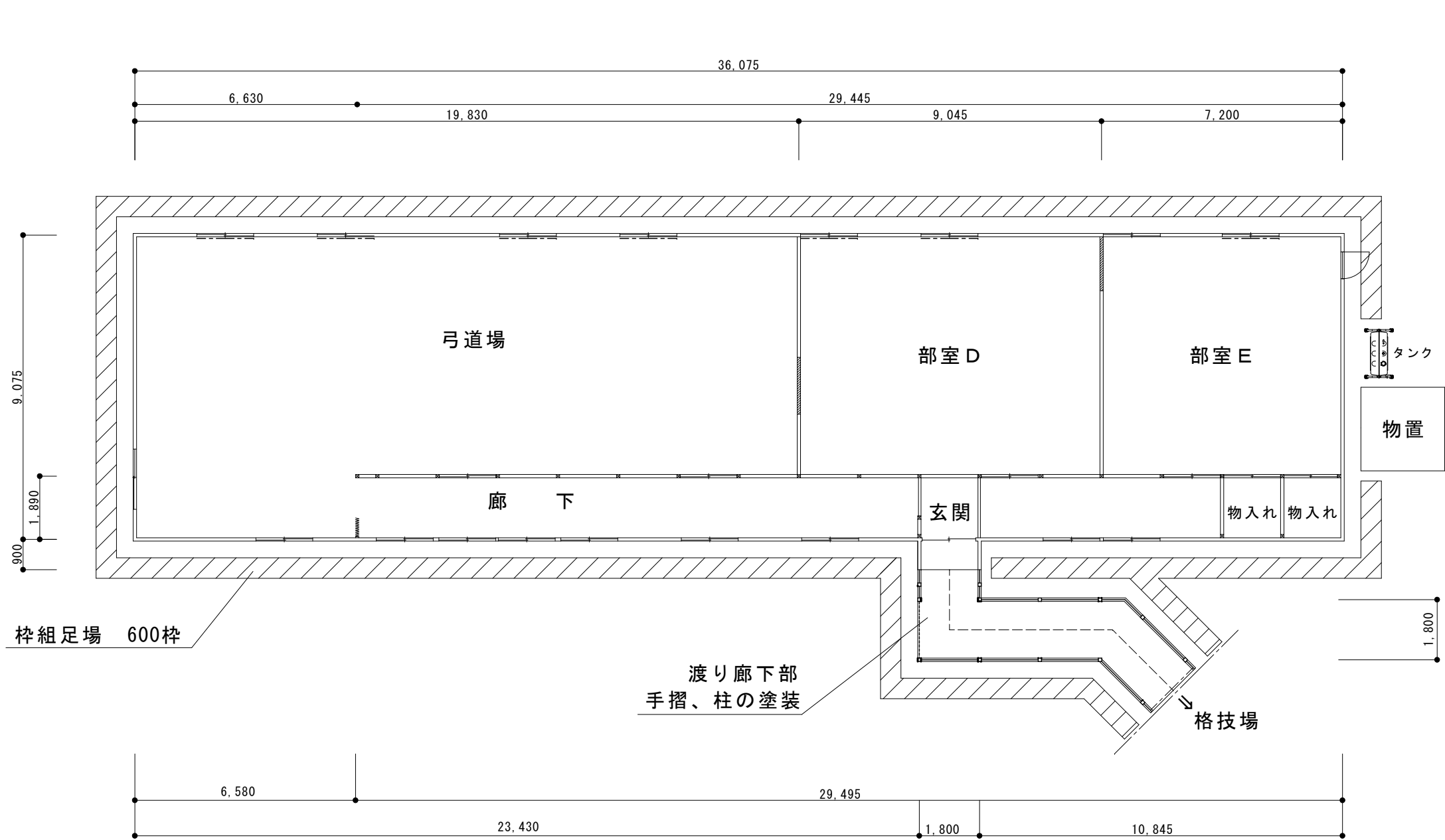
工事概要		
敷地概要	地名番地	帯広市西21条南5丁目36番地1
	用途指定	第一種中高層住居専用地域
	建蔽率	60%
	容積率	200%
	防火指定	指定なし
	敷地面積	22,781㎡
建物概要	クラブハウス	
	構造	鉄骨造 平屋建
	用途	スポーツの練習場
	建築面積	329.00㎡
	延べ床面積	327.38㎡
	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブハウス棟軒先部屋根板金撤去(木下地共) ・クラブハウス棟既存屋根の上に木下地を組み板金新設 ・渡り廊下板金撤去、新設(一部木下地共) ・渡り廊下手摺及び柱の塗装

※別途発注工事と調整の上、本工事を進めること



配置図 1/1,000

- 凡例等
- ・ は、改修建物を示す。
 - ・ は、資材置き場のガードフェンス (H=1.8m、L=31.0m) を示す。
 - ・ は、敷鉄板 (1,524×6,096×22mm) を示す。
 - ・ 資材置き場、駐車場は予定位置を示し、詳細は学校との打合せで決定するものとする。
 - ・ トラック等の車両が敷地内に入出入りする場合は、誘導員を配置すること。※位置要協議
 - ・ 樹木は工事干渉部分のみ剪定可能とする。



枠組足場 600枠

渡り廊下部
手摺、柱の塗装

平面図兼仮設計画図 1/150

凡例等

- ・ 足場は、屋根改修時の参考位置を示す。
- ・ は、枠組足場を示す。
- ・ 樹木は工事干渉部分のみ剪定可能とする。
- ・ 弓道場天井張替（劣化部のみ 4ヶ所程度 カラーベニヤ）
- ・ 渡り廊下手摺及び柱の塗装

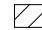

仕様（クラブハウス棟）

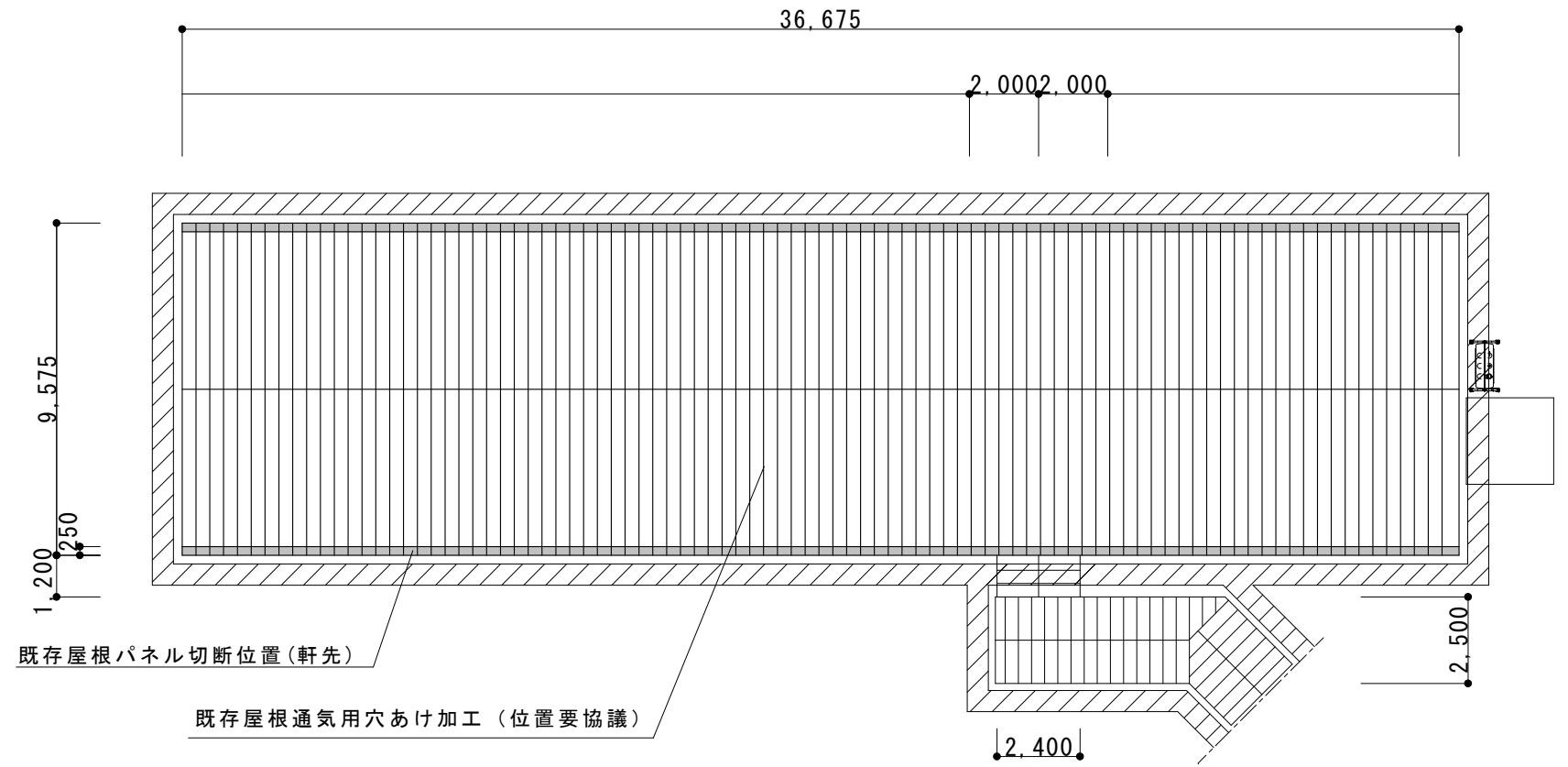
改修後	改修前（屋根パネル工法）
長尺カラーガルバリウム鋼板t0.35 立平葺き新設	屋根板金t0.35瓦棒葺き一部撤去
アスファルトフイキング新設	アスファルトフイキング一部撤去
野地板t12.0新設	屋根木下地板一部撤去
屋根垂木新設	屋根垂木一部撤去
破風木下地及び軒天有孔板新設	—
ポーチ上部嵩上げ後横葺き（屋根B）	—
既存屋根通気用穴あけ加工（144箇所程度）	—
雪止め設置（屋根A北面2列・屋根B部）	—

仕様（ポーチ・渡り廊下）

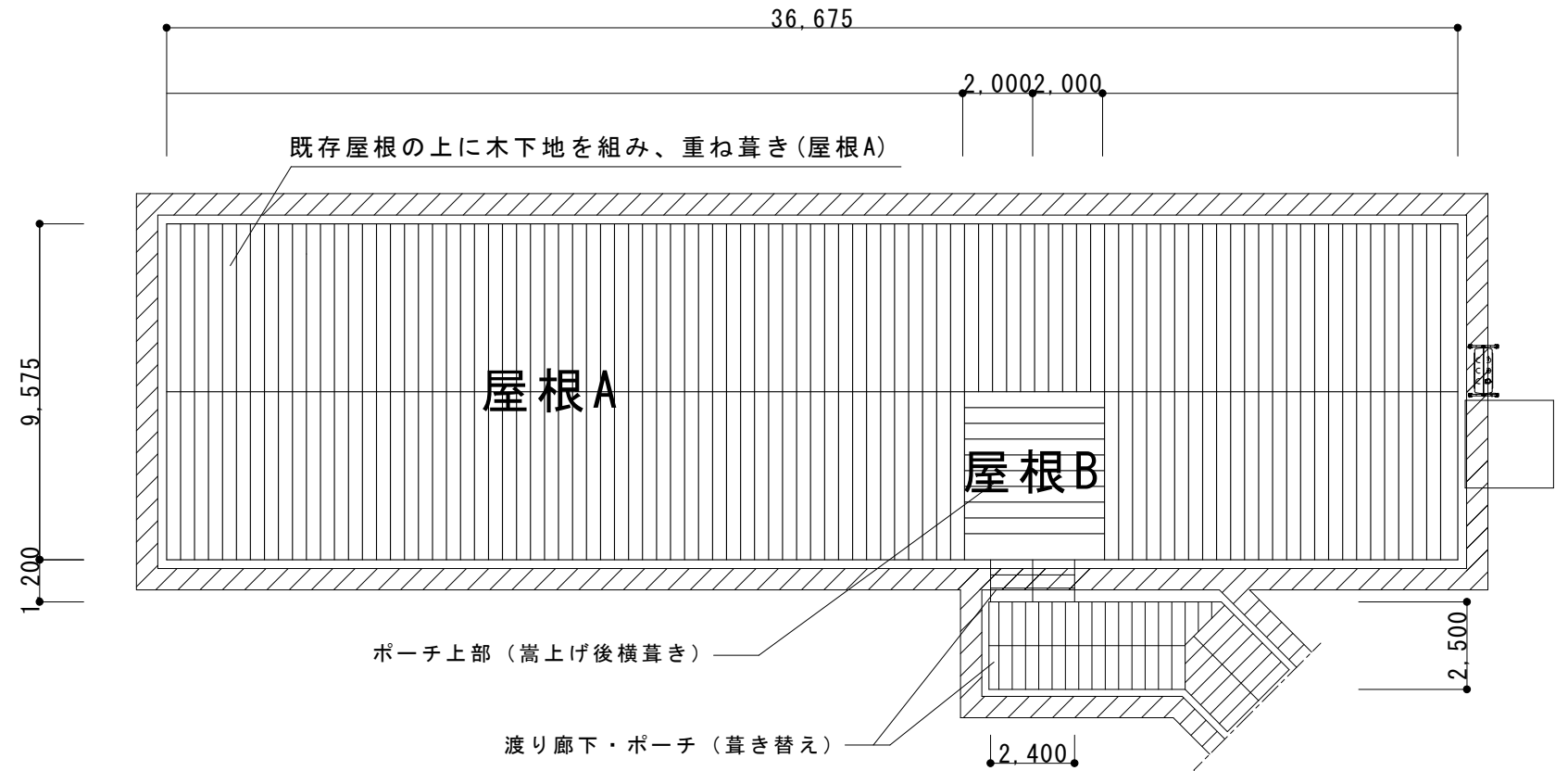
改修後	改修前
長尺カラーガルバリウム鋼板t0.35 立平葺き新設	屋根板金t0.35瓦棒葺き撤去
アスファルトフイキング新設	アスファルトフイキング撤去（アスベスト含）
野地板t12.0新設	屋根木下地板撤去
—	屋根垂木既存利用
—	軒天板既存利用
破風木下地新設	破風木下地撤去

凡例等

- ・図は、改修後の屋根を示す。
- ・  は、枠組足場を示す。
- ・  は、屋根板金及び木下地の撤去部分を示す。
- ・ 屋根Bは木下地で嵩上げの上、横葺きとする。（雪止め工法）
- ・ 樹木は工事干渉部分のみ剪定可能とする。
- ・ 雪止め及び通気穴の位置は監督員と協議の上決定すること。



改修前屋根伏図 1/200



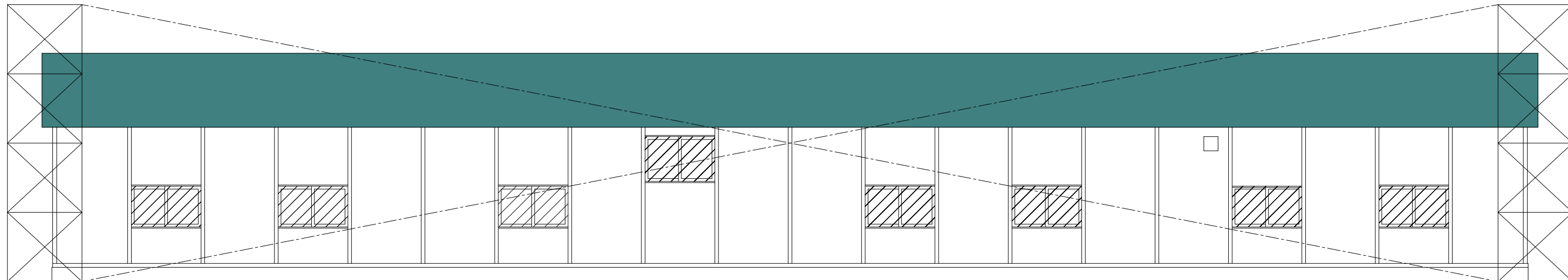
改修後屋根伏図 1/200

訂正	

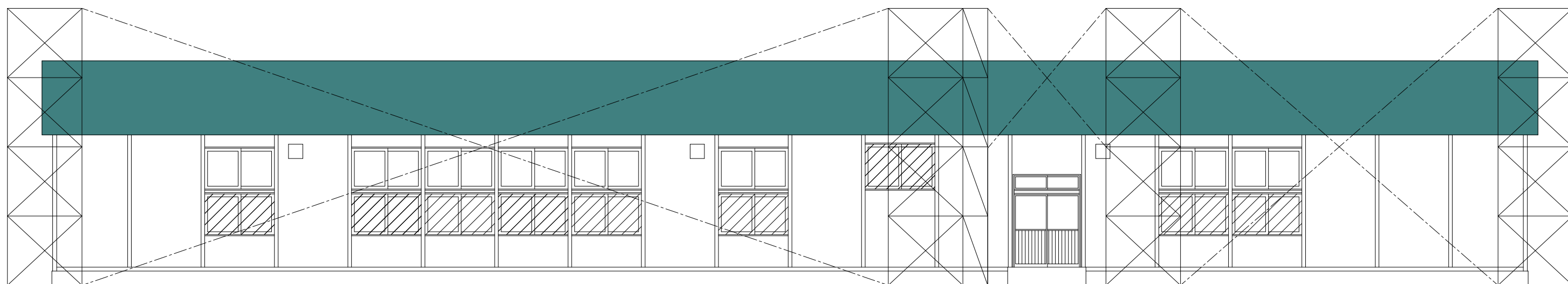
帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課

日付	
査閲	校正 担当

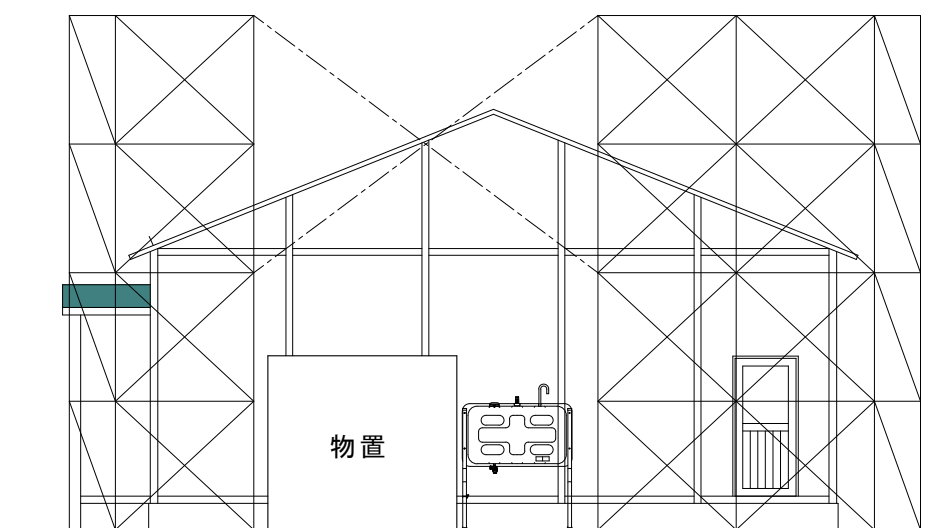
工事名	帯広南商業高等学校クラブハウス屋根改修工事
図名	屋根伏図兼仮設計画図 <small>縮尺 A1 S=1/200</small>



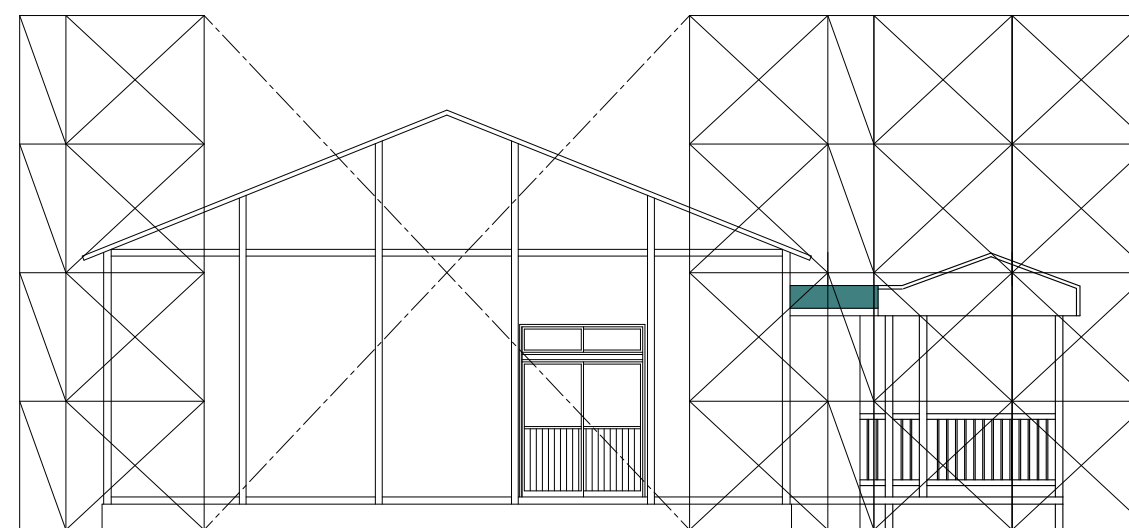
北立面图



南立面图



東立面图



西立面图

訂正

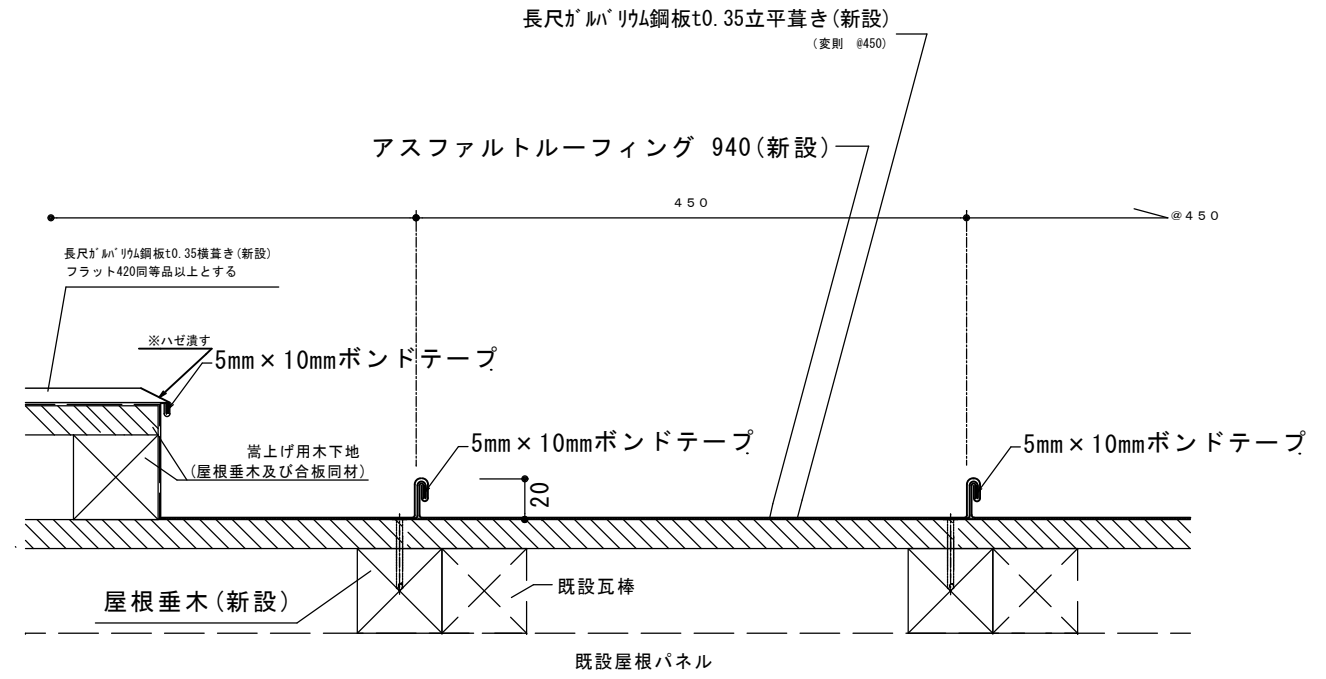
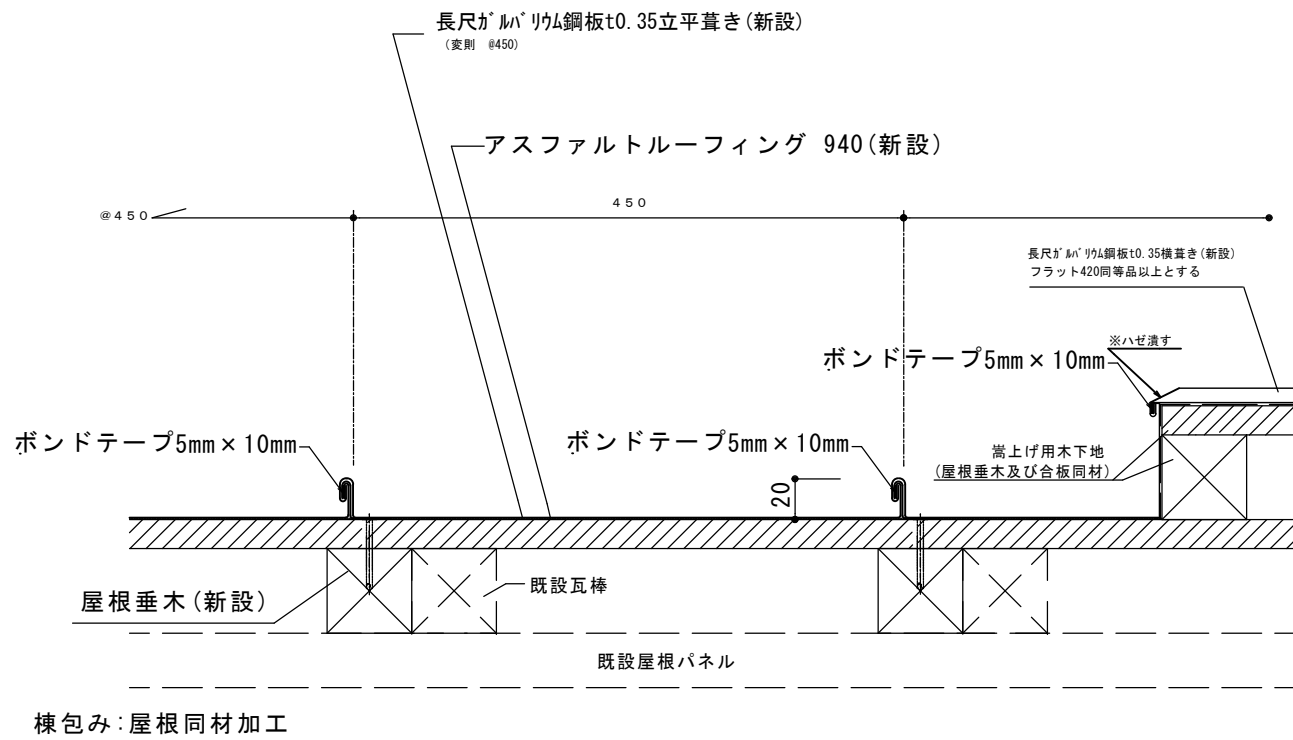
帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課

日付	
査閲	校正 担当

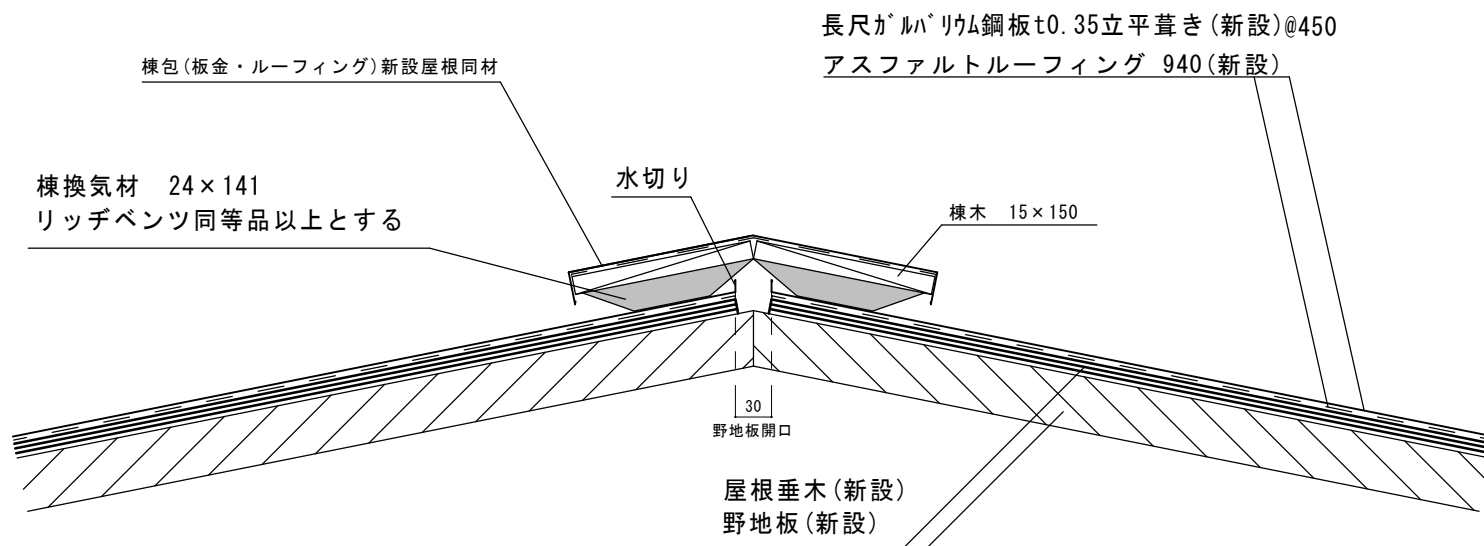
工事名	帯広南商業高等学校クラブハウス屋根改修工事
図名	立面図兼仮設計画図
縮尺	A1 S=1/50

A-04

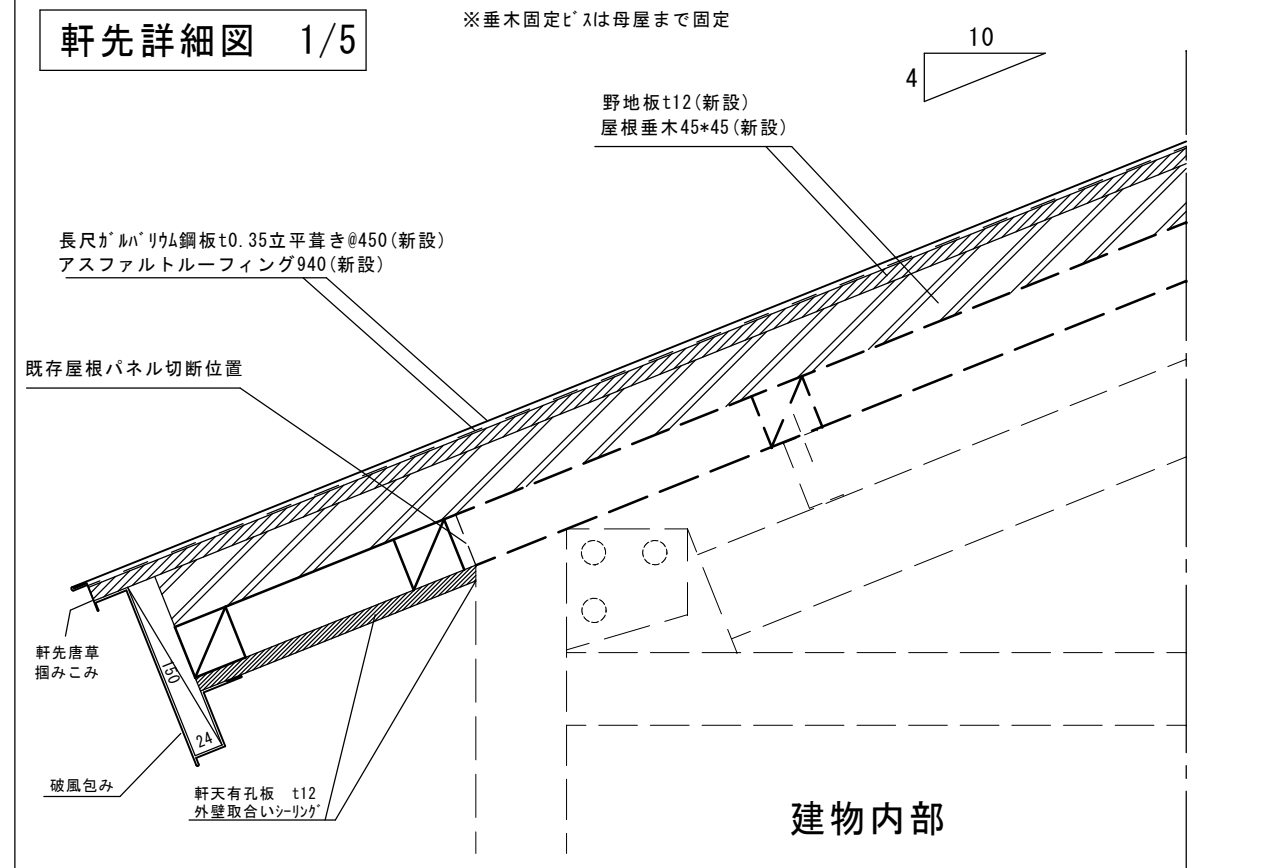
本屋根(立平葺き)とポーチ上部(横葺き)取り合い図 1/5



棟納め詳細図 1/5



軒先詳細図 1/5



訂正	

帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課

日付	
査閲	校正 担当

工事名	帯広南商業高等学校クラブハウス屋根改修工事	
図名	各部詳細図	縮尺 A1 S=1/5

A-05